

# 風と大地



第41号

庄内町農業委員会  
令和7年10月1日

## 農地パトロールを実施しました



庄内町農業委員会は7月25日に令和7年度農地パトロールを行いました。農業委員会の主たる業務である「農地等の利用最適化の推進」の遊休農地の発生防止解消、違反転用のチエック等を行う事です。この日は事前に各委員が担当地域内の事前パトロールを行った結果を基に、5班に分かれて一斉巡回調査をしました。班員全員目視巡回を行い要綱に基づいて活用度合いの区分を決定しその後、全体検討会で各班からの調査報告を基に対応を検討しました。

10月には再度全体でのパトロールを行い、遊休農地や違反転用の発生防止、解消に取り組みます。農地についての相談がありましたら担当農業委員もしくは事務局へお気軽に相談してください。

(小野 隆)

第41号

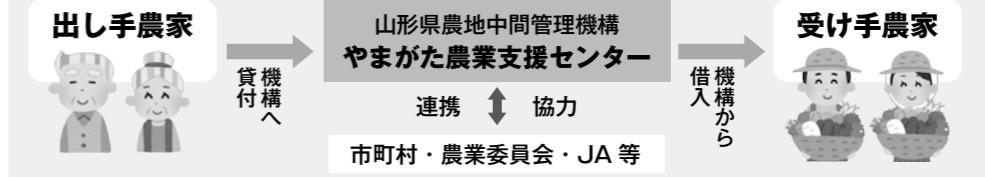
農地中間管理事業（やまがた農業支援センター）を通して農地を貸したい、借りたい方の「令和8年作の申し込み」は令和7年11月28日(金)で終了します。

経営移譲、離農、耕作者変更、法人化をお考えの方は早めにご相談ください。

## 農サポやまがたからお知らせです

※「農サポやまがた」はやまがた農業支援センターの愛称です

## 農地の貸し借りの制度の農地中間管理事業をご活用ください



## 出し手農家のメリット

- ・公的機関が農地を預かるので安心です
- ・契約期間終了後には確実に農地が戻ります
- ・賃料は確実に機関から振り込まれます

## 受け手農家のメリット

- ・複数の出し手農家の農地を借りても契約は機関とのみ行うので手間が省けます
- ・口座振替で賃料の支払いが便利です

## 手数料について 令和7年から農地中間管理事業の利用には『手数料』のご負担をお願いします

## 【農地中間管理事業の手数料について】

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

## 【手数料の概要】

- 対象は令和6年10月以降に公告になる満期再契約及び、更新・新規契約から（直ちにすべての契約が対象になるものではありません）
- 納付いただくのは令和7年の賃料の支払い時点から
- 以降毎年、出し手・受け手それぞれから納付
- 手数料の額は毎年の賃料に0.75%を掛けた額（例：10aあたり賃料1万円の場合の手数料は75円）

★詳しくはやまがた農業支援センター（023-631-0697）またはセンターのホームページをご覧ください。

編集委員	
（農政部会）	
森屋 慶一	部会長 高橋 克行
高橋 直之	副部会長 阿部さおり
小野 隆	高橋 聰
佐藤 吉法	遠田 聰

昨年は7月の豪雨、今年は一転、8月4日までの42日間の雨ナシの日々に加え、猛暑など毎年の気候変動で、人と作物はとてもきびしい環境にさらされている。水張り5年問題が少し解決したと思えば「令和の米騒動」。転作率約42%の中、米が足りなきや輸入すれば良い環境にさざれています。（関税）やつぱりアメリカから米買うのか。今年の米価どうなるのかなと思えば「コメ増産」に大転換、減反に区切り、27年度以降、来年一年間でその方針を集約できるのか。いつもながら思うが「農業をすれば、安定した生活が送られる」そんな世の中になってほしいものだ。

令和7年7月17日天童ホテルにて、山形県農業委員会女性の会第17回通常総会が開催されました。はじめに、各地域の交流を図る交流会（昼食会）があり、お弁当を食べながらの交流を楽しみました。農業委員になり今年で3年目、顔見知りの人会えるのも楽しみの一つになっています。